

徳島県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和元年十月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

岡崎 千恵	施術者の氏名	香川県東かがわ市帰来六七八	施術者の住所	令和元年九月一日	指定年月日
-------	--------	---------------	--------	----------	-------